

特許庁業務・システム最適化計画

平成25年 3月15日

経済産業省

特許庁業務・システム最適化計画(目次)

第一章 特許庁業務・システムの概要

- 1.1 特許庁業務の概要
- 1.2 特許庁システムの概要
- 1.3 特許庁業務の現状
- 1.4 特許庁システムの現状

第二章 目標と基本的考え方

- 2.1 本計画が目指す「4つの目標」
- 2.2 特許庁システム刷新の基本的考え方
 - 2.2.1 目標を達成するために解決すべき課題及びその対応策
 - 2.2.2 刷新の方針
 - 2.2.3 目標の達成に向けた段階的な取り組み

第三章 最適化の実施内容

- 3.1 世界最高レベルの迅速かつ的確な権利の設定に不可欠なシステムの基盤整備
 - 3.1.1 産業財産権制度を取りまく環境変化への対応
 - 3.1.2 国際連携の拡大
- 3.2 情報発信力の強化とユーザーの利便性向上
 - 3.2.1 産業財産権情報の対外提供の強化
 - 3.2.2 ユーザーの利便性向上に向けた手続等の見直し
- 3.3 安全性・信頼性の高いシステム及び運用体制の構築
 - 3.3.1 セキュリティ対策の強化
 - 3.3.2 業務の継続性確保
- 3.4 業務及び制度の見直し、システム構造の見直しによるシステム経費の節減
- 3.5 実施にあたっての配慮事項

第四章 特許庁業務・システム最適化計画の工程表

- 4.1 システム構造の見直しに関する工程概要
- 4.2 工程表

第五章 特許庁業務・システム最適化計画の具体的な効果

- 5.1 経常経費の低減効果
- 5.2 業務の簡素化効果
- 5.3 その他の効果

第一章 特許庁業務・システムの概要

1.1 特許庁業務の概要

特許庁は、発明、デザイン、ブランドなどの知的財産の保護・活用を図り、産業の発達に寄与するべく、産業財産権(特許、実用新案、意匠、商標)制度を運営している。主な業務及びその概要は以下のとおりである。

受付発送…各種申請書類、中間書類、納付書等についてオンライン等で受付する(年間約49万件出願(平成23年)。紙手続の場合は、データエントリ機関でデータエントリすることにより以後の業務を電子化)。申請人に対する通知等についてオンライン等で発送する。

方式審査…各種申請書類等の手続的・形式的な要件の充足を判断し、必要に応じて通知書等の起案・決裁を行う。

実体審査…出願内容を理解した後、先行技術文献等データベースから従来技術等を検索し、実体要件の充足(特許性等)を判断した後、その結果等について、通知書、査定書等の起案・決裁を行う。

登録……登録原簿により特許権等の権利、特許料等の料金を管理する。

公報発行…特許等の申請情報や発明等の内容を一般に公表する公報を発行するため、出願情報のデータベース、登録原簿から必要なデータを抽出し、公報データを自動編集する。

審判……審判に関する各種請求等について、請求書等の方式を調査し、審理を経て、審決等の起案・決裁を行う。

1.2 特許庁システムの概要

年々増大化する上記業務の抜本的な効率化を進めるため、特許庁は、昭和59年、世界に先駆けて、特許行政全般の電子化を図る「ペーパーレス計画」を策定し、平成2年には世界初の電子出願システムを導入した。

以来、特許庁では上記業務等にITを活用したシステムを積極的に導入し、特許庁を取り巻く環境変化への対応や、システムによる業務処理の質と効率化を両立させるため、不断の改良・改善を進めてきた。その結果、今や特許庁システムは産業財産権制度の運営に不可欠なプラットフォームとしての役割を果たしている。同システムは、技術的には、主として以下のシステムから構成される。

(1) 電子出願システム

平成2年12月に特許・実用新案関連手続のための電子出願システム(専用端末を利用)を導入した後、平成10年4月には汎用パソコンを通じた電子出願を認め、平成12年1月には意匠、商標、査定系審判手続及び特許協力条約(Patent

Cooperation Treaty)に基づく国際出願(以下「PCT出願」という。)の国内段階手続、平成16年4月にはPCT出願の電子受付をそれぞれ開始した。

平成17年10月には、電子出願について24時間365日の受付を開始するとともに、ISDN回線による電子出願(ISDN出願)に加え、インターネットを利用した電子出願(インターネット出願)の受付(特許・実用新案、意匠、商標、審判、PCT出願の国内段階)を開始し、平成19年1月には、PCT出願についてもインターネットでの受付を開始した。平成22年4月、ISDN出願を廃止し、電子出願をインターネット出願に一本化した。

(2) 事務システム

事務システムは、大きく分けて、特許、実用新案、意匠、商標の出願から公報発行までの庁内事務処理を対象とする包袋事務処理システムと、実体審査を支援する審査周辺システムに分けられる。

包袋事務処理システムのうち特許・実用新案は、平成2年に上記電子出願システムと同時に稼働を開始した。このシステムは、オンラインにより申請データ・受領書等を授受する受付システム、自動方式チェックと目視による方式審査等を行うための方式審査システム、申請データ等を格納管理する記録原本管理システム、公開分類の付与や要約不備チェック等を行う分類付与管理システム等からなる。

審査周辺システムは、審査対象案件の管理、起案・決裁処理、審査補助等の審査官業務を支援するシステムであり、平成5年7月に特許・実用新案、平成12年1月に意匠、商標について稼働を開始した。

(3) 検索システム

特許庁における特許・意匠・商標の実体審査業務に際し、公報などの検索業務が必要となる。特許の公報などにおいては、公報等の審査資料に技術的特徴に応じて付与した分類であるFターム及びFI、フリーワード等の検索キー、出願人、発明者、発明の名称、更にはフルテキストにより検索できるFターム検索システムを利用している。また、意匠では、意匠分類を複数の観点により細区分化した分類であるDタームにより検索を行う意匠検索システム、商標においては、称呼検索システム、文字列検索、分類(図形ターム、平成16年4月よりウィーン図形分類)、類似群コード等により検索を行う図形商標審査システム等を利用している。

1.3 特許庁業務の現状

特許庁の業務、システムを取り巻く環境及び知的財産を巡る情勢は、昨今大きくかつ急速に変化しつつある。

例えば、経済活動のグローバル化が加速的に進展し、新興国が目覚ましい発展

を見せる中、企業の市場獲得競争は一層熾烈なものとなっている。これに伴い、世界における特許出願件数(平成13年 146 万件→平成23年 198 万件)が急増するとともに、世界の特許文献における中国・韓国語特許文献をはじめとする外国語特許文献の占める割合(平成8年 35%→平成22年 80%)も急増している。こうした中、我が国特許庁が世界に通用する安定した権利(強い権利)を設定するためには、外国語特許文献検索環境を抜本的に充実するとともに、海外庁との特許情報交換を強化することが急務となっている。加えて、世界的な出願増に伴い、加速度的に増大する国際関係の手続を円滑に処理する体制を強化することも求められている。

また、世界における熾烈な市場獲得競争の中で、競争優位を盤石なものとするためには、技術のみならず、需要者のニーズや感性に直接訴えるデザインを積極的に活用した差別化も重要な課題になっている。特許庁には、グローバル市場におけるデザイン活用をより一層促進すると共に、そのような差別化の源泉となるデザインを模倣品被害から効果的に保護するために、海外において円滑に意匠権を取得できる環境の整備が求められている。さらに、優れた技術やデザインを具現化した製品・サービスを、多様なブランドメッセージと共に需要者に向けて積極的に発信することを可能にするため、新たな商標制度の導入に向けた対応が必要となっている。

以上のように、経済活動のグローバル化や、新興国の知財大国化等の環境変化が進展し、産業界の知財活動が活発・多様化する中で、特許庁としては、迅速かつ的確な権利設定を実現するとともに、自らが有する情報を積極的に対外発信する必要がある。中でも、検索環境の提供については、産業界における世界の出願動向等を踏まえた戦略的な研究開発・事業化等を支援する観点から、現行環境より高機能な検索環境の提供が求められている。産業界をはじめとする出願人、代理人等の制度利用者(以下「ユーザー」という。)に対しては、手続等に関する利便性を不断に高める努力も求められている。

これら特許庁の業務は、近年増大するサイバー攻撃の脅威に対する万全の情報セキュリティ対策や、災害発生時における業務継続性の確保が前提である。

1.4 特許庁システムの現状

上記のように、特許庁の業務、システムを取り巻く環境及び知的財産を巡る情勢の急速な変化が進む中、特許庁としては、それら変化に迅速かつ柔軟に対応できるシステムを構築することが求められている。他方、特許庁システムにおける構造面の現状は以下のとおりである。

(1) 累次の個別システム構築に伴うシステム構造の複雑化

特許庁におけるペーパーレス化は、出願受付から審判にまで至る業務単位毎にシステム化を積み重ね、業務単位毎にシステム構築当時における業務及びIT技術水準に照らし、個別に最適なシステムを構築することにより実現されてきた。その結果、個別システム間で構造が統一されておらず、また、ある個別システムに存在する機能と類似した機能が、別の個別システムにも重複して存在しており、さらに、個別システム間に多様な相互依存関係も生じている。

以上のように、特許庁システムは全体として複雑な構造となっているため、特許庁自身がシステム全体の処理の流れを網羅的かつ詳細に把握し、主体的に運用・管理することが困難な状況となっている。例えば、制度の新設・改正や運用変更に対応してある個別システムを改修する場合、関連するデータを取り扱う他の個別システムへの具体的影響が見えにくい状況となっているため、他の個別システムに対する綿密な影響調査や大量のシステム間連動試験を行わざるを得ず、その結果、改修コストが高止まりし、リリースまでの期間が長期化している。

(2) データの個別システムへの分散に伴う処理の迅速性低下

現行の各個別システムは、システム毎に処理に必要なデータの全てを独自に自システム内に保持しているため、他の個別システムが保持するデータとの間に重複が多く見られる(庁内・庁外向け検索システム間データを含む)。それら個別システムが保持するデータ間の整合性を確保するため、現状では、ある個別システムの処理結果データを他の個別システムに日次、週次等で受け渡すバッチ処理が多数発生している。このため、複数の個別システムにまたがる業務が必ずしも迅速に処理されているとは言えない状況にある。

また、ユーザーニーズが高い特許情報を提供する場合、重複・分散して保持されているデータを事前に互いの整合性に注意しつつ再編集する必要があるため、迅速な情報提供が妨げられている。

第二章 目標と基本的考え方

2.1 本計画が目指す「4つの目標」

第一章 1.3, 1.4 の現状認識のもと、本特許庁業務・システム最適化計画では、以下の4つの目標を掲げ、その達成を目指す。

(1) グローバルな環境変化に柔軟かつ機動的に対応しつつ、世界最高レベルの迅速かつ的確な権利の設定に不可欠なシステムの基盤を整備する。

(2) 発明、デザイン、ブランド等によるイノベーションの促進に向け、情報発信力を強化するとともに、ユーザーの利便性を向上する。

(3) 強靱な情報セキュリティ及び事業継続能力を確保するため、安全性・信頼性の高いシステム及び運用体制を構築する。

(4) 行政運営の簡素化・効率化・合理化及び質の向上を進めるため、業務及び制度の見直しを図りつつ、システム構造の抜本的見直しを進め、システム経費を節減する。

2.2 特許庁システム刷新の基本的考え方

2.2.1 目標を達成するために解決すべき課題及びその対応策

上記目標を達成するために、特許庁システムにおいて解決すべき課題及びその対応策は、以下のとおりである。

(1) 世界最高レベルの迅速かつ的確な権利の設定に不可欠なシステムの基盤整備

近年、中国や韓国をはじめとする新興国の出願件数や文献比率が急速に高まるなど、世界における知的財産を巡る環境が急速に変化する中、世界に通用する安定した権利を実現するために、特許庁としては、当該環境変化に柔軟かつ機動的に対応し、世界最高レベルの迅速かつ的確な権利の設定が求められている。

そのような情勢を踏まえると、特許庁システムについては、外国語特許文献の増大（平成12年から平成21年で英語文献は約2倍、中国語文献は約5倍）に伴う調査対象文献の拡大や国際的な制度調和への対応が必要である。

本最適化計画においては、権利の安定性向上に向け、外国語特許文献への容易なアクセスを確保することによる情報提供対象の拡大を実施するとともに、意匠の国際登録に関するハーグ協定ジュネーブアクト（以下「ハーグ協定」という。）への我が

国の加入や意匠・商標の保護対象の拡大を見据えた意匠・商標の保護環境の整備等を実施する(3.1 参照)。

(2) 情報発信力の強化とユーザーの利便性向上

新興国における企業の市場獲得競争が、一層熾烈なものとなっている中、我が国企業が、発明、デザイン、ブランド等によるイノベーションの成果を最大限に活用し、積極的に世界市場への事業展開が進められるよう、特許庁は、従来以上に情報発信力を強化するとともに、国内外のユーザーにとって利便性の高い行政サービスを提供していくことが求められている。

一方、特許庁システムにおいては、個別システム間のデータ受け渡しにバッチ処理(日次、週次等)が多数存在しているため、複数の個別システムにまたがる業務が必ずしも迅速に処理されているとは言えない状況にある。また、PCT出願をはじめとした国際出願に係る出願増(PCT出願については前年(平成22)比約20%増の約3万8千件)に伴う手続件数が増大する中、当該手続においては紙申請のみが認められるものが残存している。

本最適化計画においては、情報提供のリアルタイム化^(注)やPCT出願に係る手続の電子化を拡充する等電子申請の対象拡大により、ユーザーの利便性向上を図るとともに、特許庁に蓄積された情報(経過情報やFタームデータ等)を効率的に提供する等の取組を通じて、情報発信力を強化していく(3.2 参照)。

(注) 単件(出願等の業務処理を行う単位)毎で見たときに、システム処理に起因する業務滞留時間が限りなくゼロとなる状態とすること。

(3) 安全性・信頼性の高いシステム及び運用体制の構築

我が国に未曾有の被害をもたらした東日本大震災の教訓に学び、今後発生が懸念される大規模災害時におけるユーザーの知的財産活動の停滞を最小限にとどめるべく、特許庁の業務継続力を向上させるとともに、年々巧妙化するサイバー攻撃への対策が喫緊の課題となっている。

そのような情勢を踏まえると、特許庁システムにおいて、大規模災害時における制度ユーザーの権利保護やサイバー攻撃への対応が必要である。

本最適化計画においては、災害発生時にも出願日の確保を可能とするバックアップシステム(受付の二重化)の整備や、検索業務を継続可能とするシステムの構築(データセンタ・クラウドの活用)を図りつつ、情報セキュリティ対策を強化していく(3.3 参照)。

(4)業務及び制度の見直し、システム構造の見直しによるシステム経費の節減

特許庁の業務は、審査審判及び事務処理を問わず、不断にその質の向上を図るとともに、簡素化・効率化・合理化が求められている。政府全体の電子政府推進計画（平成18年8月各府省情報統括責任者（CIO）連絡会議決定）においても、「業務・システム最適化の着実な実施による行政運営の簡素化・効率化・合理化を図るため、システム運用経費の削減や業務処理時間の削減等最適化の効果の可能な限り早期の実現を図るとともに、更なる効果の向上を図る」とされているところである。

一方、特許庁システムは全体として複雑な構造となっているため、改修コストが増大しているとともに、個別システム毎に処理に必要なデータの全てを独自に自システム内に保持していることで、他の個別システムが保持するデータとの間に重複が多く見られる。また、現在の特許庁システムにおいては、個別システム間に類似機能が、重複して存在しており、さらに、個別システム間に多様な相互依存関係も生じているため、特許庁自身がシステム全体の処理の流れを網羅的かつ詳細に把握し、主体的に運用・管理することが困難な状況となっている。

本最適化計画では、個別システムに分散したデータベースを集約化し、システム構造の簡素化を進める。それにより、業務処理の迅速化やシステム改修の効率化を実現する。また、上流工程を強化すべく、業務可視化資料を整備し、今後のシステムの構築及び運用に対するガバナンスを強化する。これらの取組を通じて、経常経費の節減を進めていく(3.4、4.1 参照)。

2.2.2 刷新の方針

上記目標を実現するため、特許庁システムは、環境変化に可能な限り迅速・柔軟・低コストで対応でき、優先度の高い政策事項を逐次実現できるシステムへと刷新することが求められる。他方、特許庁の業務処理や行政サービス提供の停滞は許されない。

そこで、刷新に当たっては、現行既存システムは稼働させたまま、

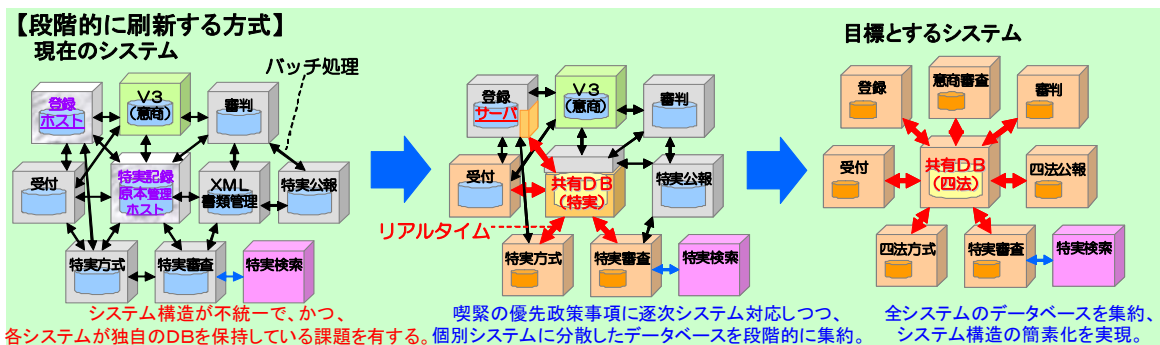
- ①優先的に対応すべき政策事項のシステム対応の実現、及び、
- ②システム構造の見直し

を、同時並行的に着実に進めていく。そのため、システムを一括して刷新する方式に替えて、段階的に刷新する方式を採用し、個別システム単位で上記①と②の実施時期を調整しながら刷新を進める。これにより、システム構造の定型化及び全システム共有のデータベース構築によるシステム構造の簡素化を実現しつつ、逐次、優先度の高い政策事項のシステム対応を実現する。また、段階的に刷新する方式を採用することにより、運用経費を段階的に節減することが可能となる。

具体的な刷新の工程については、特許庁システムの規模・複雑性に鑑みて、全体工程（10年程度を要する見込み）を、概ね前半5年（第Ⅰ期）と後半5年（第Ⅱ期）に

大別する。

段階的刷新の概念図



2.2.3 目標の達成に向けた段階的な取り組み

上記方針に基づき、第Ⅰ期においては、中国・韓国語特許文献をはじめとする外国語特許文献の検索環境の強化、新たな意匠・商標制度、特許付与後レビューに関する審議を踏まえた関連業務のシステム対応など、優先度が高く喫緊に実現すべき政策事項につき逐次システム対応を進める。合わせて、特許庁システムに占める規模等の比率が高く、処理迅速化、改修効率化、経費節減等の効果が大きい特許・実用新案に係る中核的な業務につき、他に先行してシステム構造の簡素化及びそれを通じたリアルタイム化の実現を図る。加えて、旧式(レガシー)システムからの脱却を進め、システム運用経費の節減を図る。

第Ⅱ期においては、優先度が高く喫緊に実現すべき政策事項について、引き続き、逐次システム対応を進めつつ、特許・実用新案に加え、意匠、商標及び国際出願に係る業務を含めた全ての業務につき、システム構造の簡素化・リアルタイム化の実現を図る。以上により、特許庁の全ての庁内業務処理及び庁外情報提供サービスの迅速化を実現するとともに、システム改修の効率化やシステム運用経費の更なる節減を図る。

第Ⅰ期、第Ⅱ期の主な取り組みの例は、以下のとおりである。

<第Ⅰ期>

- ①世界の特許文献に占める割合が近年急速に増加している中国・韓国語をはじめとする外国語特許文献につき、庁内外のユーザーによる的確な機械翻訳の利用及び効率的な検索・調査を可能にする。
- ②グローバル市場におけるデザインによる差別化や模倣品対策強化等に資する新たな意匠制度(ハーグ協定加盟や画像デザインの保護拡充等)、多様なブランドメッセージの発信ニーズに応える音などの新たなタイプの商標制度、特許付

与後レビュー等に関する審議を踏まえつつ、関連業務のシステム対応を進める。

- ③世界的に出願が増加傾向にあるPCT出願について、電子申請対象を拡大する。
- ④近年増大するサイバー攻撃の脅威に対する情報セキュリティ対策を強化するとともに、災害発生時を含め24時間365日の出願日確保を実現する。
- ⑤他に先行して、特許・実用新案に係る中核的な業務につき、システム構造の簡素化及びそれを通じたリアルタイム化の実現を図る。
- ⑥レガシー・システムから完全脱却する。(残存する2台のホストコンピュータのオープン化)
- ⑦今後のシステム開発に向け、業務要件を早期に確定して機能要件・非機能要件を明文化・精緻化し、業務の可視化資料として整備する。

<第Ⅱ期>

- ①外国語特許文献の提供文献数の拡大及び継続的な辞書更新を通じた翻訳・検索機能を強化する。
- ②知的財産を取り巻く更なる環境変化に伴う産業財産権四法に係る制度改正等に柔軟かつ機動的に対応する。
- ③特許等に関するインターネット公報対応による迅速化(7週から4週へ)及び電子申請におけるユーザー入力負担の軽減(インタラクティブ申請)を実現する。
- ④技術進歩の成果を取り入れつつ、新たなサイバー攻撃等の脅威に対する防御レベルの向上、更なる経費節減等を実現する。
- ⑤特許・実用新案に加え、他法域(意匠・商標・国際出願)も含めた全業務システムのシステム構造の簡素化及びそれを通じたリアルタイム化の実現を図る。

第三章 最適化の実施内容

第二章を踏まえ、4つの目標毎に、今後10年程度の間の特許庁システムとして実現していくべき政策項目を、優先度に応じ、以下のように〈第Ⅰ期に実施する項目〉及び〈第Ⅱ期に実施を予定する項目〉として整理する。

3.1 世界最高レベルの迅速かつ的確な権利の設定に不可欠なシステムの基盤整備

世界最高レベルの迅速かつ的確な権利の設定に不可欠なシステムの基盤整備を行うため、対内的には産業財産権制度を取りまく環境変化に柔軟かつ機動的に対応しつつ、対外的には国際連携の拡大が求められる。

3.1.1 産業財産権制度を取りまく環境変化への対応

〈第Ⅰ期に実施する項目〉

(1) 多言語翻訳機能を活用したグローバル化への対応

安定した権利の実現には、審査官が先行技術調査を行う際、世界の特許文献に占める割合が近年急速に増加している中国や韓国の特許文献を、網羅的効率的に調査することが必要である。しかし、それら文献の内容を原語のまま把握することは困難であることから、中国・韓国語特許文献の翻訳検索環境を整備する。さらに、外国語特許文献のうち英語特許文献については、先行技術文献としての利用価値が高いことから、翻訳検索環境を整備する。

具体的には、多言語文書検索(あるいは言語横断検索)と呼ばれる技術(日本語の検索ワードを検索対象文書の言語に変換するか、あるいは検索対象文書を予めすべて日本語に変換する等の処理を行い、検索ワードと検索対象文書の言語を統一した上で検索を行う方法)を導入するとともに、最新の国際特許分類等の最適な検索キーを用いて外国語特許文献と日本語特許文献の一括検索を可能にする。

(2) 新たな意匠制度への対応

ハーグ協定加入を起点とする新たな意匠制度の導入に当たり、同協定上12か月以内と規定される審査期間の順守や複数の意匠を含む出願への対応等新たな業務が発生する。こうした新たな業務を不備、遅滞なく遂行するため、我が国を指定する国際登録意匠の情報を格納するデータベースの整備をはじめ、国際事務局との書類等の受け渡し、ロカルノ国際意匠分類の付与、案件管理を含めた審査及び事務処理、出願人及び代理人(以下「出願人等」という。)との発送受信、登録簿管理、国際意匠公報作成等を円滑に行うための支援システムを整備する。併せて、意匠権による保護対象拡大に向けた対応を行う。

(3) 新たな商標制度への対応

新しいタイプの商標の保護制度及び証明商標制度の導入に当たり、音や色といった新たな権利客体を取り扱うことになる。これら新たな商標制度の出願から登録、審判等に至るまでの業務についてシステムを構築する。また、これらについてユーザーへの情報提供が適切になされる環境を整備する。特に音など視覚で認識することのできない商標については、音声データ等の適切な運用のあり方を併せて検討する。

(4) PCT出願件数増加への対応

現行、紙による手続でのみ受付している出願人等からのPCT出願に係る中間書類を、XML等のコードデータ形式で電子的に提出可能とする。また、日本国内で権利を取得するため、PCT出願を国内段階へ移行する手続を行う場合、庁内の機械的な情報連携を強化した上で、移行手続以後の業務アクセスキーとなる番号による早期の管理を可能とする。

(5) 特許付与後に権利をレビューする制度導入に向けた対応

安定した権利の実現には、第三者による情報提供も有効である。しかし、早期審査の増加(平成22年:11,042件→平成23年:12,157件)、審査順番待ち期間の短縮(平成22年:28.7月→平成23年:25.9月)、出願公開前の特許査定増加により、特許査定前になし得る情報提供の機会は減少している。そこで、特許付与後の一定期間内に限り、権利の内容を見直す機会を設ける制度の導入に関する議論を踏まえつつ、当該制度運営の円滑化に資するシステムを整備する。

< 第Ⅱ期に実施を予定する項目 >

諸外国との制度調和の動きに柔軟に対応し、迅速かつ的確な特許審査を運用できるよう、①特許出願の全体進捗管理を可能とする案件管理の拡充への対応を進めるとともに、その他、②特許における明細書等の共通出願様式に沿った出願受付が可能なシステムの構築、③システム上で使用される文字の規格変更に伴う対応、④商標における付与前異議制度導入に向けた対応を進める。

また、⑤特許における分類・検索キーに関連する業務全般に係る課題克服等に向けた対応、⑥登録調査機関における検索対象拡大に向けた対応、⑦特許権等の「設定登録」や「移転登録」に係る処理のリアルタイム化に向けた対応の検討を進める。

3.1.2 国際連携の拡大

<第Ⅰ期に実施する項目>

(1)データ交換のメディアレス化の推進

現在、特許庁では、海外特許庁からメディアレスで受け取ったデータの蓄積にあたり、多数の人手作業を介しているが、今後、外国語特許文献の種類及び件数の増加に伴い、文献データの破損、欠損等による検索品質の低下等が顕在化するおそれが高まっている。そのため、データベースへの文献蓄積をメディアレスにて行い、蓄積時のエラーチェック等も行うシステムを整備する。

一方、海外特許庁へ日本の特許情報の提供を行う際においても、庁内で保有する公報データは現在、媒体ベースで運用されているため、上記と同様のおそれがある。そのため、文献データ等を保有するデータベースからの抽出データを、人手を介さずに容易に提供できるシステムを整備する。

<第Ⅱ期に実施を予定する項目>

特許において実現されている優先権証明書の電子的交換の枠組みの意匠等への対象拡大について、その実施時期や内容等の検討を進める。

3.2 情報発信力の強化とユーザーの利便性向上

3.2.1 産業財産権情報の対外提供の強化

<第Ⅰ期に実施する項目>

(1)提供対象データの一元管理と充実化

現行の特許庁システムにおいては、審査官が照会可能な文献を蓄積するデータベースと、ユーザーが照会可能な文献を蓄積するデータベースが別個に存在しており、相互に重複する文献が存在するなど、文献が一元管理されていない状況となっている。これら文献の一元的管理を実現し、適切かつ充実した情報をユーザー及び審査官の双方に提供できるよう、両者が利用する照会対象文献を蓄積するデータベースを一元化する。

経過情報等の産業財産権情報の提供については、特許・実用新案に関する情報を迅速に提供することにより、タイムラグを解消し、ユーザーの利便性向上を図る。

また、「整理標準化データ」等により提供する情報が、庁内各データベースに分散しているため、データ間の不整合やデータ不正等、更に外部提供データの不正が発生していることから、当該事象を解消するため、庁内各データベースのデータの整理を行う。その際には、個人情報や閲覧禁止とすべき情報につい

での適正な対応を行う。

(2) 新たな検索情報提供サービスの推進

今後増大する中国・韓国語特許文献(3.1.1(1)参照)へのアクセスを強化するため、当該文献の全文機械翻訳日本語データに対して、ユーザーによるテキスト検索及び照会を可能とするシステムを整備する。

< 第Ⅱ期に実施を予定する項目 >

①特許等に関するインターネット公報対応による迅速化^(注)、②意匠・商標(以下「意商」という。)に関する審査・審理関連情報の外部への提供、③ユーザーへの情報提供の迅速化やAPI(Application Programming Interface)の提供の検討を進める。

(注) インターネット公報について

平成5年1月よりCD-ROM公報の発行を開始し、平成16年1月からは公開・登録公報のフォーマットをXML形式とするDVD-ROM公報の発行を開始。インターネット利用による公報発行については、登録実用新案は平成18年1月に、意匠は平成19年1月に、商標は平成22年1月にそれぞれ導入済み。

3.2.2 ユーザーの利便性向上に向けた手続等の見直し

< 第Ⅰ期に実施する項目 >

(1) PCT出願に係る中間手続のペーパーレス化(再掲)

現行、紙による手続でのみ受付している出願人等からのPCT出願の中間書類を、XML等のコードデータ形式で電子的に提出可能とする。

(2) 救済等手続の充実

特許法条約(以下「PLT」という。)に関する国内外の情勢や、同条約が規定する手続の緩和、救済等に関する制度の導入へ向けた議論を踏まえつつ、その導入に際して必要となる、当該制度の円滑な運営に資するシステムを整備する。

(3) 料金納付における出願人等の利便性の向上

公共料金の支払等における決済方法として、クレジットカードの利用が普及している。また、PLTへの加入に向け、外国出願人による料金の直接納付を可能とする納付方法の導入などの環境整備を行う必要がある。そのため、特許庁における料金納付に関し、出願人等の更なる利便性向上と制度調和に向けた環境整備を図るため、「クレジットカード決済」を利用した料金納付を可

能とするシステムを整備する。

＜第Ⅱ期に実施を予定する項目＞

出願人等の手続について、ユーザーの利便性を更に向上させるため、引き続き制度等の見直しを含めた検討を進め、必要なシステムの整備を行う^(注)。併せて、出願人等が手続書類を作成する際に、既に特許庁に提出した情報を自動的に反映させる機能(インタラクティブ申請)の導入についても検討を進める。

(注)24時間365日のインターネット出願について

平成17年10月から、従来までの専用通信回線による電子出願に加えて、個人認証制度を活用し、インターネットを用いた電子出願の24時間365日サービスを開始しており、今後も当該サービスを継続する。

3.3 安全性・信頼性の高いシステム及び運用体制の構築

3.3.1 セキュリティ対策の強化

＜第Ⅰ期に実施する項目＞

(1)システム対応・人的対応を通じた総合的なセキュリティ対策の強化

情報セキュリティ政策は、政府全体として「国民を守る情報セキュリティ戦略」(平成22年度～平成25年度の4カ年計画)や、その年度計画である「情報セキュリティ2011」に基づき、国民・利用者の視点を重視した様々な施策が推進されている。

今後、特許庁情報セキュリティ戦略の推進に合わせて、情報管理を総合的に強化するため、例えば、特許審査等の業務を行うシステムと一般業務のシステムを仮想的に分離する等の方策を含め、脅威の増大、新たな技術革新への対応等を進める。

また、システム上の迅速・的確な対策に加え、研修等を通じた職員へのセキュリティ対策の周知徹底といった人的な対応を組み合わせることにより、総合的な強化策を講じる。

3.3.2 業務の継続性確保

＜第Ⅰ期に実施する項目＞

(1)受付システムの二重化

大規模災害(首都直下地震等)やシステム障害が発生しシステムが停止した場合でも、出願人等にとってインターネットを通じた手続が不可能となる期間が極力発生しないよう、特に受付システムについてバックアップセンター構築による二重化を進める。

＜第Ⅱ期に実施を予定する項目＞

特許庁業務継続計画の見直しや、検索業務の継続性を確保するシステムの構築(データセンタ・クラウドの活用)を進める。

3.4 業務及び制度の見直し、システム構造の見直しによるシステム経費の節減

＜第Ⅰ期に実施する項目＞

(1)システム構造の簡素化

特許庁システムの構造を簡素化するため、システム構造の「定型化」と、データの「集中化」を進める。

システム構造の「定型化」とは、システムの構造を、①業務アプリケーション(以下「業務AP」という。)、②データベース、③両者の情報授受を行う基盤機能(所定の通信形式で業務APがデータベースにアクセス可能とする機能)、の三層構造とするために個別システムが準拠すべき「アーキテクチャ標準仕様」を策定し、各個別システムを当該標準仕様に基づくシステム構造へと改修することである。これにより、個別システムの構造を画一化し、その後のデータの集中化を可能にする。

データの「集中化」とは、個別システムの基盤機能とデータベースをそれぞれ集約化することにより、個別システムのデータベースに分散しているデータを論理的に集約化(共有データベースを構築し、当該共有データベースにデータを集約)することである。これにより、業務APが常に最新の情報をリアルタイムで利用し、業務処理することを可能とする。

システム構造を簡素化することにより、以下のシステム経費の節減を目指す。

- ・ 業務AP同士の通信を排除し、業務APを疎の関係とすることにより、システム全体の複雑性を低減させ、システム改修時のコスト低減を図る。
- ・ 個別システムにおいて基盤機能とデータベースを分離した後、個別システム間で共通的な基盤機能を集約化することにより、制度改正・運用変更時の影響箇所数を削減し、システム改修時のコスト低減を図る。
- ・ 個別システム間でデータベースを論理的に集約化することにより、システム全体として保持する情報量を低減させることで、システム全体のダウンサイジングを実施し、経常経費の削減を図る。

(2)ホストコンピュータの廃止

特許庁では、IT技術の進歩に伴いシステムを見直してきており、いわゆる旧式(レガシー)システムであるホストコンピュータからオープン系(サーバ系)システムへの移行による分散処理化を平成8年より順次実施してきた。現在、ホストコンピュータとしては、全体管理ホストと呼ばれる特許・実用新案の事務処理を行う際に

必須な基礎的情報を管理するもの(特許・実用新案に係る記録原本管理システム)と、ローカルホストと呼ばれる登録情報を管理するもの(登録システム)の2つを残すのみとなっている。

現在特許庁に残るこれら2つのホストコンピュータについては、オープンシステムに刷新することにより、ユーザーの利便性を下げることなく、トータルコストを削減すべく、本計画に基づき、平成27年1月を目途にオープン系システムへ移行する。また、ホストコンピュータ廃止に伴い、それまでホストコンピュータ内にあった包袋管理システム等について、運営・管理に関する仕組みを構築する。

(3) データセンタ・クラウドの活用

大規模災害時におけるユーザーの知的財産活動の停滞を最小限にとどめるべく、特許庁の業務継続力を向上させるため、地震などで庁舎が被害を受けても、外部のサーバを通じて検索業務継続を可能とするよう、公報等の公開可能なデータを蓄積する検索用のハードウェア等について、クラウドの活用を進める。

なお、現状、ハードウェアは、数年単位の賃貸借契約を行っているが、当該賃貸借期間中にデータ量や処理量の増加が見込まれる場合、当該期間当初より最終年度のデータ量等を見込んだ過大なスペックのハードウェアを導入する必要があるところ、クラウドを活用することにより、増加するデータ量に応じた効率的な賃貸借の実現を図る。

(4) 個別業務の停滞の解消

現在、システム間データ転送をバッチ処理により行っている特許・実用新案に係る業務システムについて、優先的にシステム構造の簡素化を行い(2.2 参照)、データベースへの更新・参照を共通の基盤機能を通じた単件毎のリアルタイム処理に変更することにより、業務停滞を可能な限り解消する。

また、特許・実用新案に係る業務システムについては、データ更新の単件リアルタイム処理(2.2 参照)を実現後、基盤機能を利用して庁外へ特許・実用新案の経過情報等を提供するシステムを開発し、外部に対する迅速な情報提供を実現する。

(5) 電子手続書類の拡大(一部再掲)

既に出願人等による特許庁への手続の多くは電子的に行うことが可能となっているが、一部の手続(申請人登録手続等)は、証明力の確保等の理由から依然として紙による手続としている。

しかしながら、平成17年10月にインターネット出願が実現され、電子証明書

等を活用した個人認証が可能となったため、申請人登録手続も電子的に行うことが可能となっている。電子手続書類の普及は出願人等の行動に左右されるものであるが、出願人等によるインターネット出願等の電子的手段の利用が普及するにつれて、段階的に特許庁の業務の効率化を実現することが可能となる。

そこで、各種手続については電子化を進めることとし、まず、現行、紙による手続でのみ受付している出願人等からのPCT出願に係る中間書類を、XML等のコードデータ形式で電子的に提出できる手段を整える。

(6) データ分析

特許庁システムにおいてデータの集中化を行うためには、現在各個別システムが重複保持しているデータを、特許庁システム全体として再整理する必要がある。

現行の特許庁システムにおいては、累次のシステム開発で個別システム毎に最適化されてきた結果、システム横断的なデータの関連や役割の違いを網羅的に把握することが困難となっており、一見重複と思えるデータ項目が実は異なるものである場合も多く、実態として、システム横断的なデータの整理・統合は容易ではない。また、今後の段階的刷新における各段階において、各個別システムの開発担当事業者が再設計できるデータベースの範囲は、当該システム内のデータベースのみに限られ、他システムのデータベースを変更することは原則としてできない。

そこで、第Ⅰ期の初期段階において全体的なデータ分析を行い、共有データベースに集約すべきデータ項目と、個別システムで独自に保持すべきデータ項目を仕分けし、特定するためのデータ統合方針を決定することとする。

(7) 業務可視化資料の整備

特許庁の現在の業務システムは、累次のシステム構築によりシステム全体の詳細な把握が困難になっており、特許庁自身がシステム全体の処理の流れを網羅的かつ詳細に把握し、主体的に業務システムの運用・管理することが困難な状況となっている。

また、本計画のように開発対象となる業務が複雑かつ大規模となるシステム開発において、要求品質を確保するためには、業務要件定義の明確化など、上流工程の強化が特に重要である。

このため、特許庁は今後のシステム開発に向け、業務要件を早期に確定して機能要件・非機能要件を明文化・精緻化し、業務の可視化資料として整備する。

当該資料は、開発工程の効率化や開発範囲に対する設計の網羅性確認に資することはもとより、システム開発における原課と開発担当事業者間の課題認識

の共有、意志疎通の円滑化を図るための共通言語となるツールとして活用されることにより、原課における業務・システムへの理解が容易となり、今後の業務・システムの構築及び運用に対するガバナンスが強化される。

＜第Ⅱ期に実施を予定する項目＞

移転登録申請手続の電子化や登録調査機関への受発注に関するオンライン化の検討を進める。さらに、システム構造の簡素化を進める。

※独立行政法人工業所有権情報・研修館における特許電子図書館（Industrial Property Digital Library）（以下「IPDL」という。）に関して、現行のIPDLについては平成22年12月の閣議決定を踏まえて対応する。

3.5 実施にあたっての配慮事項

(1) プロジェクト全体監理機能の強化

システムの刷新を段階的に進める際、これまでとは異なり、複数の個別プロジェクトが相互に依存しつつ一つの大きなプロジェクトが構成されることとなる。したがって、これまで実施してきた監理手法に加え、プロジェクト間の調停等、個別プロジェクトの整合性を確保すべく、監理する手法も必要となる。また、原課と情報システム室との連携を強化させるとともに、プロジェクトの知見・ノウハウを確実に継承する体制も求められる。そこで、プロジェクト全体を監理する組織（特許庁PMO）を新たに構成し、全体監理機能を強化する。

(2) 特許料等の料金の改定及び特会ガバナンス強化を踏まえたシステム投資

特許庁は、審査・審判等業務を推進するため、出願人等から特許料等の料金を徴収し、特許特別会計として運営している。当該料金のあり方は、収支相償の原則の下、知的財産権をめぐる情勢の変化や制度の利便性向上等に関するユーザーニーズを踏まえ、適時・適切に見直されるものである。今後、システム構造の簡素化に当たっては、出願書類の閲覧に係る料金や電子化手数料等を含め、料金体系見直しにおけるシステム改修規模を最小限にする、という観点も踏まえて進めることとする。

また、投資可能な予算に制約がある中、特許特別会計のガバナンス強化を図るべく、投資対効果を踏まえたシステム投資を実施する。

(3) 調達の透明性確保

調達手続に関しては、これまで外部有識者より、①入札者による仕様書の十分な理解や充実した提案書作成に向けた取組を促す指摘や②技術評価手法の工夫に関する指摘を受けたところ。

そこで、特許庁では、①については、入札公告から入札に至る期間の拡張や応募業者とのコミュニケーションの充実等を進めてきた。②については、より適切な事業者を採択すべく、技術能力の低い事業者を不採択とするような工夫や技術能力の高い事業者を採択できるような工夫を施してきた。

今後も、透明性を確保し、現行制度の枠組の中で考えうる改善策を最大限検討しつつ、政府全体の調達制度に関する議論も踏まえながら、調達を実施する。

(4)計画の見直し

今後、本計画に従ってシステム開発が進められることとなるが、その途中過程において、知的財産を取りまく環境変化、利用可能なIT技術進歩、新たな法制度改正の対応必要性やこれまでに示した実施内容の精緻化等も想定される。こうした情勢変化に迅速かつ柔軟に対応する観点から、ユーザーの意見も踏まえつつ、本計画は必要に応じ、適時・適切に見直しを行うこととする。見直しを行う際には、システム構造の簡素化が確保されるよう、構造の全体的整合性の維持に十分配慮する。

第四章 特許庁業務・システム最適化計画の工程表

本章では、システム構造の見直しに係る開発工程を検討した上で、当該見直しと、第三章に掲げた政策事項の優先度に応じたシステム対応を同時並行的に実現する工程を整理する。

4.1 システム構造の見直しに関する工程概要

本計画では全体をおよそ5年毎の2期に分ける(2.2 参照)。前半約5年を第Ⅰ期とし、まずは特許・実用新案系のシステムの一部につき、システム構造を簡素化し、中核的業務についてリアルタイム化を実現する。並行して、特許庁システムの処理・データの内容や各システム間の連携関係等につき、綿密な分析調査を行う。

後半約5年は第Ⅱ期とし、特許・実用新案系のシステム構造の簡素化に引き続き、技術的難易度が相対的に高い意匠・商標系のシステムについても簡素化を進め、もって、全業務システムのリアルタイム化を実現する。

以上のように、段階的にシステム構造の簡素化を進めつつ、同時並行的に、優先度の高い政策的事項のシステム対応を進める。

<第Ⅰ期>

第Ⅰ期では、特許・実用新案について、迅速な業務処理・サービスを可能とするため、特許・実用新案に係る中核的な業務に係るシステムのリアルタイム化を実現させる。具体的には、次の技術的方策を実施する。

- ①現在、特許・実用新案の原本管理を行う記録原本管理システムや登録業務を行う登録システム等にHOSTコンピュータを使用している。当該HOSTコンピュータは、ハードウェアの継続稼働が先々困難となるため更改(サーバ化)を行う。[特実出願系共有DB構築]
- ②次に、特許庁システム全体のデータの集中化を行う際の核となるデータベースを形作るため、まず、特実記録原本管理システムとXML書類管理システムについて、システム構造の定型化及びデータの集中化(3.4 参照)を行い、1つのサーバシステムとして特実の出願系情報に関する共有データベースを構築する(当該システムは上記HOSTコンピュータを使用しているため、①の方策にあわせて実施)。[特実出願系共有DB構築]
- ③その後、受付・特実方式審査・特実審査周辺・登録の各個別のシステム構造の定型化に着手し、当該各個別システムが有する基盤機能のうち共通する部分を集約化することにより、一部業務についてリアルタイム化を実現する。[特実出願系システムの改修]

上記①から③を実施するに当たっては、事前に以下を行う。

- (A)システム構造の定型化を行うにあたり、個別システムが準拠すべき標準的な構造を定義したアーキテクチャ標準仕様を策定する。[アーキテクチャ標準仕様策定]
- (B)特許庁の全システムの処理・データの内容や各個別システム間の連携関係等につき、綿密な分析調査を実施し、特許庁システム全体としてデータの集中化後のデータベース配置の完成図を確定し、それに向けた特許庁システム全体としてのシステム構造の定型化及びデータの集中化の順序に関する詳細な計画(以下「詳細統合計画」)を策定する。[データ分析・データ統合方針検討(詳細統合計画の策定)]
- (C)第Ⅱ期におけるシステム構造の定型化及びデータの集中化の実施に活用すべく、業務・システムの可視化資料を整備する。[業務・システム可視化資料の整備]

<第Ⅱ期>

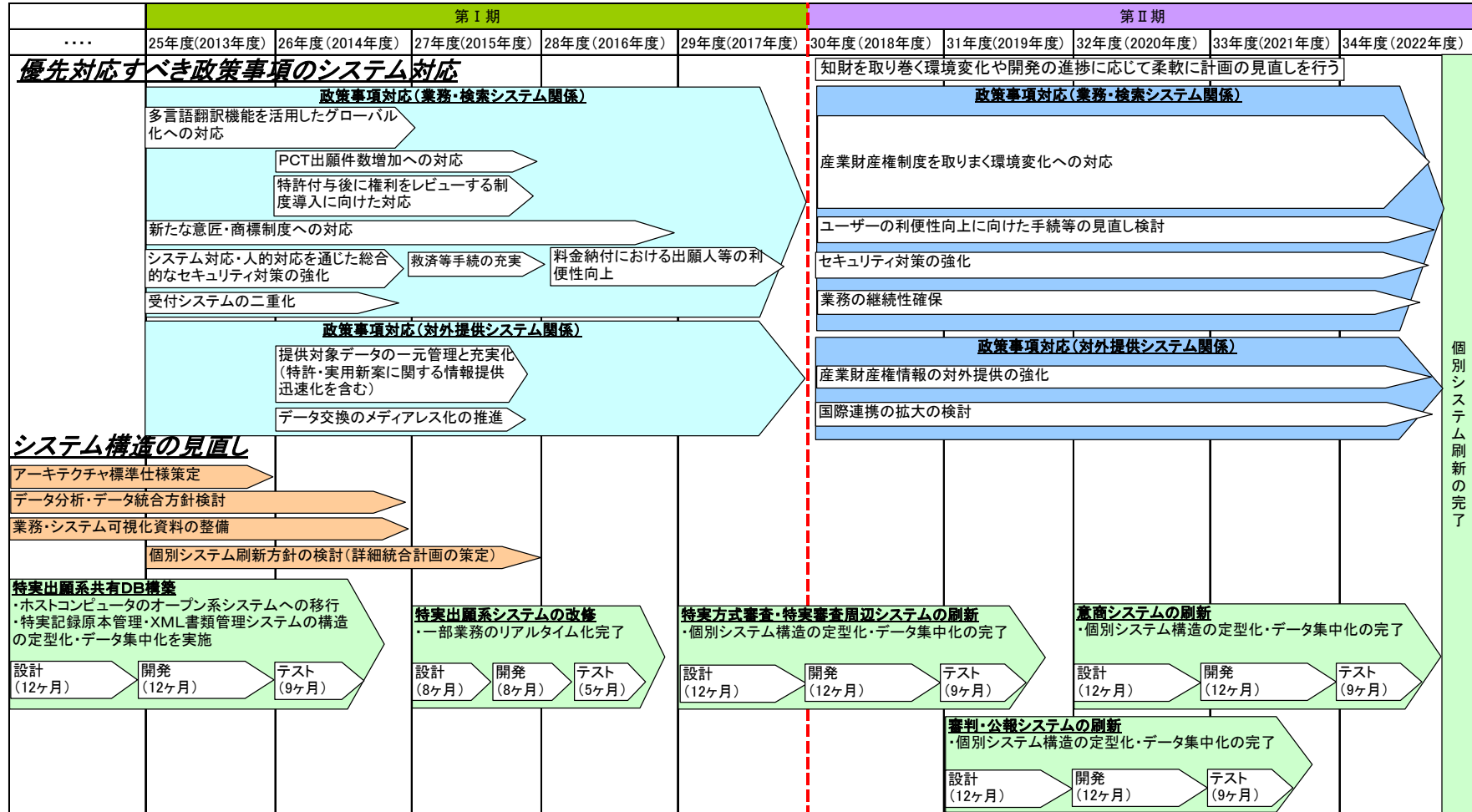
第Ⅱ期では、特許・実用新案系のシステムのリアルタイム化に続き、他法域(意匠・商標・国際出願)に係るシステム構造の簡素化を行い、全業務システムのリアルタイム化を実現する。具体的には、次の技術的方策を実施する。

- ①詳細統合計画に基づいて、まずは上流手続(方式・実体審査)を対象とする特実方式審査・特実審査周辺システムから、順次、システム構造の定型化及びデータの集中化を実現する。[特実方式審査・特実審査周辺システムの刷新]
- ②続いて、下流手続(審判・公報)を対象とする審判・公報システムについて、システム構造の定型化及びデータの集中化を実現する。[審判・公報システムの刷新]
- ③これと並行して、データ形式やシステム構造が特異である意商システムについて十分な事前検討(第Ⅰ期より開始)を行った上で、意商方式及び意商公報に係るシステムから順次、システム構造の定型化及びデータの集中化を実現する。[意商システムの刷新]
- ④最終的に意商審査及び審判の各個別システムについて、システム構造の定型化及びデータの集中化により、全システムの構造の簡素化を図り、特許庁全システムのリアルタイム化を実現する。[個別システム刷新の完了]

4.2 工程表

以下の工程表に沿って新たなシステム開発を進め、優先的に対応すべき政策事項のシステム対応と、システム構造の見直しとを同時並行的に着実に実現する。

工程表



第五章 特許庁業務・システム最適化計画の具体的な効果

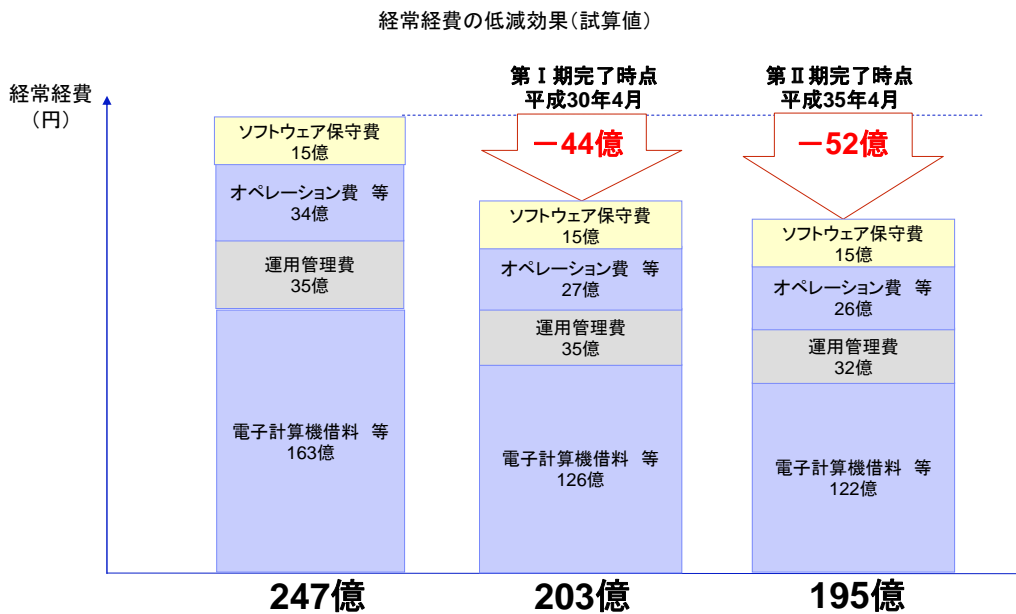
第三章の実施項目が第四章の工程表に沿って実現されることにより、様々な効果が得られる。本章では、経常経費の低減効果及び業務の簡素化効果を各効果の当初試算時(平成17年度)と比較して試算するとともに、その他の効果についても整理する。

5.1 経常経費の低減効果

経常経費は、第Ⅰ期完了時点において年間約44億円、第Ⅱ期完了時点において年間約52億円(いずれも試算値)低減すると見込まれる^(注)。

その内訳を見ると、本計画によって、レガシー・システムであるホストコンピュータ(ローカルホスト、全体管理ホスト)がオープンシステムに変更され、また、システム構造の簡素化・機能の集約化が図られることにより、現在に比べてハードウェア資源の削減が可能となるため、主にハードウェア関連費用(下記図では電子計算機借料等)やオペレーション費の節減効果が大きくなっている。

なお、経常経費には、特許庁の機械化経費だけでなく、IPDLや整理標準化データの作成に要する費用が含まれる。



※経常経費には法制度改正等に伴うソフトウェア改修費用(平成17年度予算で61億円)は含まれていない。また、第Ⅰ期完了時点、第Ⅱ期完了時点における経常経費の試算に当たっては、低減効果の当初試算時(平成17年度)におけるシステム範囲を対象とした。

5.2 業務の簡素化効果

本計画の推進により業務の進め方も見直されることとなる。その結果、第Ⅰ期完了時点において年間延べ約1万1千時間、第Ⅱ期完了時点において年間延べ約5万5千時間(いずれも試算値)の業務の簡素化を実現することが可能と見込まれる^(注)。これは、ユーザーによる申請等手続の負担低減に伴う特許庁による書類確認等の事務負担の低減及び審査の迅速化等によるものである。

5.3 その他の効果

最適化計画の実施により得られる効果としては、上記に示した経常経費の削減や業務の簡素化に加えて、以下の効果が見込まれる。

(1) ユーザーの観点における効果

- 検索機能が拡充されることにより、出願人等が、より正確な先行技術調査等を行うことが可能となる。具体的には、多言語翻訳機能により企業、研究機関等の出願人等が外国語特許文献の先行技術調査を容易に行えるようになり(中韓文献翻訳・検索システムリリース時に約1,000万文献の検索が可能となる)、安定した特許権の取得や、効率的な研究開発投資に貢献する。また、民間事業者等による、より高性能の検索システムの構築にも貢献する。
- グローバル市場におけるデザイン活用をより一層促進すると共に、差別化の源泉となるデザインを模倣品被害から効果的に保護するべく、新たな意匠制度を導入するに当たり、海外において円滑に意匠権を取得できる環境を整備しつつシステム対応することにより、出願人等がオンライン閲覧やオンラインによる中間手続等を可能とする。
- ユーザーニーズに基づき、他国と同様に、言語を超えたブランドメッセージの発信を可能にする新たな商標制度の導入に当たり、それら商標権が取得できる環境の整備、対応するシステムの構築に加え、庁外に適切に情報提供がなされる環境の整備によって、出願人等が新たな商標制度に関する出願時の先願商標の調査、引用商標等の権利範囲の確認等を簡素に行うことができる。
- 特許等に関するインターネット公報対応により、公報発行に要する期間を7週間から4週間に短縮。
- 世界的な出願増に伴い、加速度的に増大する国際関係の手続を円滑に処理することが求められているところ、PCT出願(前年(平成22年)比約20%増の約3万8千件)に係る中間書類等の電子的受理や、情報の機械的連携により、ユーザーの利便性向上と各国関係機関との効率的な情報連携が図られるとともに、事務、審査処理の迅速化が可能となり早期権利付与を行うことが可能となる。
- 電子手続書類の拡大やインタラクティブ申請等の導入により、出願人等が申請書類の作成・提出といった手続を効率的に行うことが可能となる。
- 海外特許庁向けデータ提供機能を充実させることにより、海外特許庁において、日本の特許文献等の更なる利用及びそれを通じた不適切な権利設定の濫立防止が図られ、我が国出願人等の海外進出の支援につながる。

- 経過情報等の情報提供を迅速(データ提供に要する期間を2ヶ月→リアルタイム)に提供することにより、ユーザーによる、より正確な情報のタイムリーな利用が可能となる。
- 手続の緩和、救済等に関する制度を実現するためのシステムを構築することにより、PLTに準拠するための制度整備が促進され、ユーザーの利便性を一層向上させることが可能となる。
- 特許等手続のさらなる電子化の一環として、特許料等手数料の納付の環境の整備を拡充することにより、利用者の利便性の向上に貢献する。さらにはPLT条約加入時においては、特許権数のうち約13%を占める外国人からの直接納付に対応することが可能となる。
- 大規模な災害やシステム障害が発生した場合における迅速なシステム復旧が可能となり、長期間のシステム停止が回避できるため、出願人等にとって信頼性の高いシステムが実現する。(システム復旧に要する時間を現在の5時間から0時間へ短縮)

等

(2) 庁内業務等の観点による効果

- 外国語特許文献情報等が整備・拡充されるとともに、文献情報を庁内において一元管理することによって、各種文献情報の正確性向上及び充実化等が図られる。さらに、特許審査において、審査官による外国語特許文献の検索業務が効率化されるとともに、外国語特許文献検索の品質が向上し、世界で通用する安定した権利の設定に資する。(中韓文献翻訳・検索システムリリース時に約1,000万文献の検索が可能となる。)
- 新たな意匠・商標制度の導入に当たり、それら制度の運営を支援するシステムを構築することにより、個々の案件の状態管理や期間管理による手続期間の遵守に加え、特許庁内事務の並行処理による迅速かつ的確な案件処理が実現する。
- 特許付与後に権利をレビューする制度の導入に当たり、起案、決裁等の庁内手続がシステム対応されることで、事務手続が簡素化、効率化されるとともに、期間管理による手続期間の遵守を確実にすることにより、迅速・的確な審理が可能となる。
- PLTに準拠するための制度を整備するに当たり、期間管理等のシステムを構築することで、手続処理の迅速・的確な業務遂行が可能となる。
- インタラクティブ申請の導入により、方式審査時の方式不備件数(特許・実用新案では約5,500件(特許・実用新案に関する全方式不備件数の約1割))の減少を図り、迅速な業務遂行が可能となる。
- 情報システムへの脅威拡大等といった環境変化に対して、総合的な強化策を実現することにより、強靱な情報セキュリティの確保が可能となる。
- システム構造を定型化することにより、データベースへの更新・参照が共通の基盤機能を通じた単件毎のリアルタイム処理へと変更(システム処理に起因する業務滞留時間が限りなく0とする)され、業務停滞を可能な限り解消することが可能となる。

- 業務可視化資料の整備・活用により、開発工程の効率化や開発範囲に対する設計の網羅性確認に資することはもとより、システム開発における原課と開発担当事業者間の課題認識の共有、意志疎通の円滑化を図るための共通言語ツールとなることから、ユーザー部門における業務・システムへの理解が容易となり、システムの構築及び運用に対するガバナンスが強化される。
- システム構造の簡素化を実現することにより、今後の制度改正・運用変更時において、システム改修箇所数の削減等が実現し、システム改修のコストや期間の節減が可能となる。

等

(注)効果の試算について

本章における経常経費の低減効果(試算値)及び業務の簡素化効果(試算値)については、本計画に記載の事項の実施を前提に試算したものであり、今後、検証作業や調達、設計、又は技術動向の変化、経済情勢等に応じて、実際の効果は変動し得る。